

就職や職場定着に向けた情報共有ツール

障害のある方の **就労パスポート** をご活用ください！

就労パスポートは、就職や職場定着に向けて、働く上での自分の特徴やアピールポイント、希望する配慮などを支援機関とともに整理し、職場や支援機関と円滑に情報共有するためのツールです。

就職活動中や就職時、就職後などに、必要な支援や職場環境整備について、職場や支援機関と一緒に話し合う場面で活用します。

様式、活用の手引きは厚生労働省ホームページからダウンロード！

厚労省 就労パスポート

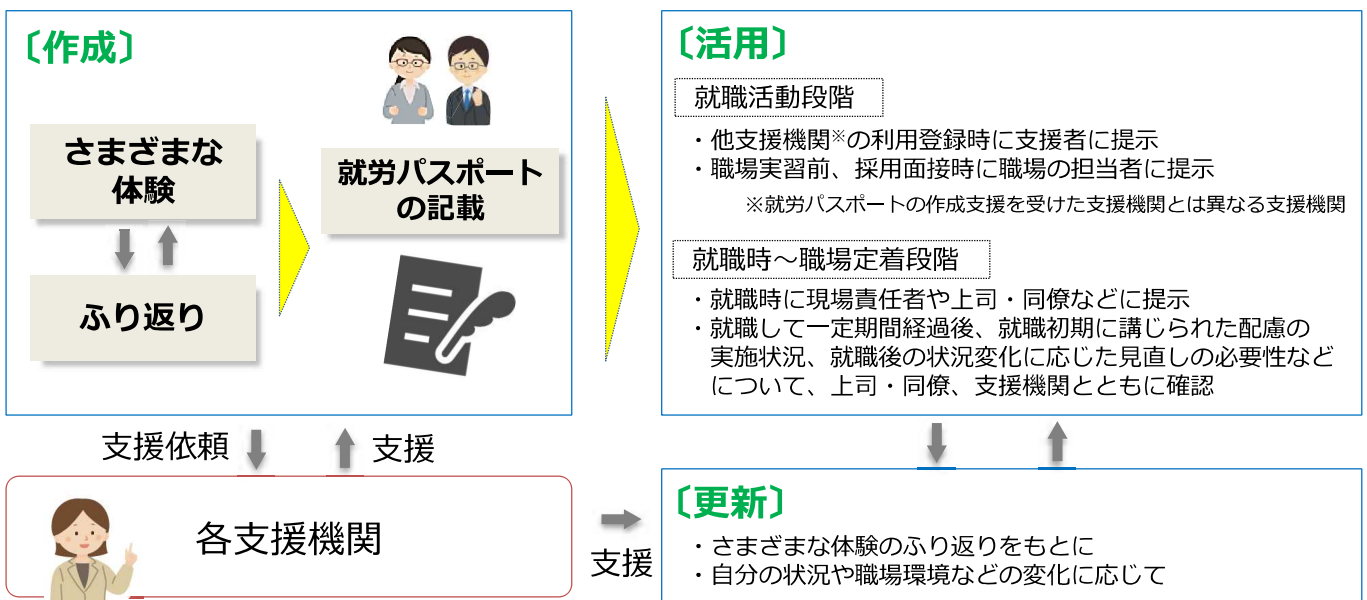
検索

作成・活用のメリット

自己理解を深める	職場定着にとって重要な観点から自分の強み、特徴などを見つめ直し、理解を深めることができます。
自分の特徴をわかりやすく伝える	事業主などに伝えたい自分の特徴や希望を所定の項目に沿って整理し、具体的に伝える手段として活用できます。
支援者に自分の特徴を理解してもらう	支援機関を活用しながら作成することにより、支援者に自分の特徴などを理解してもらえ、支援が受けやすくなります。



作成・活用・更新の流れ



就労パスポートの保管はご本人が行います

作成・更新した就労パスポートは、ご本人が保管します。また、事業主や支援機関に提供する際には、ご本人が希望する範囲の対象者に限ることができます。なお、事業主や支援機関に対して記載内容を説明する際、基本的にはご本人が主体となって行いますが、必要に応じて支援機関に説明の支援を依頼することができます。

利用者の声

➤ 障害のある方より

支援者と話し合いながら就労パスポートを作成するなかで自分のことが整理でき、自己理解につながりました。自分の特徴と今までよりもうまくつき合いながら働けそうです。

採用面接の時や、職場で環境が変わる時（上司の異動時など）に、就労パスポートの内容を伝えることで、自分のことをよりわかってもらいやすくなると思います。

➤ 事業主より

就労パスポートの記載内容を参照することによって、関係者（障害のある方本人、人事担当者、上司、支援機関）が共通認識をもちながら本人の特徴に応じたかわり方などについて話し合うことができます。

➤ 支援機関より

障害のある方本人と一緒に作成することで、本人の状況をより深く理解できました。

チェック項目が具体的に複数あるので、障害のある方本人、支援機関、事業主とで話し合う際に、共通認識をもちやすいです。

📌 ポイント！

- ・就労パスポートを効果的に作成・活用するポイントは、支援者の客観的な意見を参考にしながら自分の特徴を整理していくことです。
- ・この整理には一定の時間を要する場合があります。



さまざまな支援（支援機関）も一緒に利用するとより効果的！

- ✓ 職場定着を図る上では、「就労パスポートを支援機関と共有する→支援機関から、就労パスポート（＝自分の特徴）に合った支援を受ける」というように、支援機関のさまざまな支援も一緒に活用することが効果的です。
- ✓ そのため、まずは「自分の住んでいる地域にどのような支援機関があり、どのように活用しながら就職活動を行い、職場定着をめざしていけるのか」について、最寄りのハローワークでの相談をオススメします。
- ✓ その上で、「就職活動や職場定着に向けて、働く上での自分の特徴やアピールポイント、希望する配慮などを整理したい」という場合に、地域の支援機関を活用しながら就労パスポートをぜひ作成・活用してください。

まずは最寄りのハローワークへご相談ください



参考：地域の主な就労支援機関

- ①～③の全国の所在案内 → [厚労省 障害者の方への施策](#) [検索](#)
- ④の実施機関 → [WAMネット 障害福祉サービス等情報検索](#) [検索](#)

① 公共職業安定所（ハローワーク）

ハローワークでは、就職を希望する障害のある方の求職登録を行い、専門の職員・職業相談員がケースワーク方式により、障害の態様や適性、希望職種などに応じ、きめ細かな職業相談、職業紹介、職場適応指導を実施しています。



② 地域障害者職業センター

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構により、各都道府県に1カ所（+5カ所の支所）設置されています。ハローワークや地域の就労支援機関と連携して、障害のある方や事業主に対して専門的な職業リハビリテーションサービスを提供しています。



③ 障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着に当たって就業面や生活面の支援を必要とする障害のある方を対象として、身近な地域で雇用、保健福祉、教育などの関係機関との連携拠点として連絡調整などを行いながら、就業やこれにともなう日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行います（都道府県知事が指定する社会福祉法人などが運営しています）。



④ 就労移行支援事業所

障害者総合支援法にもとづき設置されています。就労を希望する障害のある方で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方に対して、①生産活動、職場体験などの活動の機会の提供など、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談などを行います。